

○柳川市観光駐車場条例施行規則

平成27年5月1日

規則第17号

改正 令和4年9月14日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市観光駐車場条例（平成18年柳川市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車の基準)

第2条 条例第3条第1項に規定する自動車は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 積載物を含め、高さが4.1メートル、長さが12メートル、幅が2.5メートル以下であること。
- (2) 4輪のものであること。

(利用手続)

第3条 条例第5条第2項の規定により、月ぎめ駐車による駐車場の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、利用開始日の属する月の前月の20日（月ぎめ駐車により駐車場を使用しようとする者を期間を定めて公募する場合にあっては、その都度市長が定める期限）までに柳川市月ぎめ駐車利用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- (1) 自動車検査証
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請について利用の許可をしたときは、柳川市月ぎめ駐車利用許可書（様式第2号）及び駐車券を交付する。

3 第1項の許可の期間は、月の初日から末日までを単位として、利用開始日の属する年度の末日までの範囲内において市長が定める期間とする。

(駐車券の再交付)

第4条 月ぎめ利用者は、駐車券を亡失し、又は駐車券が滅失したときは、柳川市月ぎめ駐車券再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、駐車券の再交付を受けなければならない。この場合において、月ぎめ利用者は、駐車券の再交付に係る実費相当額を負担しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 月ぎめ利用者は、第3条第2項の許可に係る車両を変更したときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 月ぎめ利用者は、駐車場の利用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。
- 3 前項の中止の届出をしないときは、これを利用しているものとみなす。
- 4 月ぎめ利用者は、第1項及び第2項に定めるもののほか、第3条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 第1項及び前項の規定による届出は柳川市月ぎめ駐車利用変更届(様式第4号)により、第2項の規定による届出は柳川市月ぎめ駐車利用中止届(様式第5号)により行わなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月14日規則第28号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

柳川市月ぎめ駐車利用許可申請書

年 月 日

柳川市長 様

申請者 住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称及び代表者氏名

印

(生年月日 年 月 日)

電話番号

柳川市観光駐車場の月ぎめ駐車の利用許可を受けたいので、柳川市観光駐車場条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

1 駐車場名	
2 利用目的	
3 車種	
4 車両番号	
5 利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
駐車場の利用に当たっては、柳川市観光駐車場条例及び同条例施行規則の規定並びに次の事項を遵守するとともに、駐車場内における盗難、汚損、損傷、自動車相互の接触等によって生じた損害及び自然現象等不可抗力による損害については、市に一切賠償を求めません。 (1) 区画内に整然と駐車すること。 (2) その他、駐車場の管理上の市の指示に従うこと。	

様式第2号（第3条関係）

柳川市月ぎめ駐車利用許可書

年 月 日

様

柳川市長



年 月 日付けで申請があった月ぎめ駐車について、柳川市観光駐車場条例施行規則第3条第2項の規定により、駐車券を添えて下記のとおり許可します。

記

1 駐車場名	
2 車種	
3 車両番号	
4 利用許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
5 使用料の額	円
6 注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 駐車場の利用に当たっては、柳川市観光駐車場条例及び同条例施行規則の規定並びに次の事項を遵守していただくとともに、駐車場内における盗難、汚損、損傷、自動車相互の接触等によって生じた損害及び自然現象等不可抗力による損害については、市は一切の責務を負いません。2 駐車券は、他人に売り渡し、及び譲渡し、又は貸与することはできません。また、駐車券を亡失又は滅失したときは、市に再交付申請書を提出してください。3 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

様式第3号（第4条関係）

柳川市月ぎめ駐車駐車券再交付申請書

年 月 日

柳川市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

柳川市観光駐車場の月ぎめ駐車駐車券の再交付を受けたいので、柳川市観光駐車場条例施行規則第4条の規定により申請します。

1 駐車場名	
2 車種	
3 車両番号	
4 利用許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
5 再交付の理由	
駐車券の再交付を受けた後において、亡失した駐車券を発見されたときは、直ちにその駐車券を市に返納してください。	

様式第4号（第5条関係）

柳川市月ぎめ駐車利用変更届

年 月 日

柳川市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

次のとおり、柳川市月ぎめ駐車の利用許可申請書の記載事項に変更があったので、柳川市観光駐車場条例施行規則第5条第1項・第4項の規定により届け出ます。

1 駐車場名	
2 利用許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更事項	<input type="checkbox"/> 車種 <input type="checkbox"/> 車両番号 <input type="checkbox"/> 届出者の住所及び氏名
4 変更前	
5 変更後	
6 変更年月日	年 月 日

備考 「変更事項」の欄は、該当項目の□に「レ印」を付けてください。

様式第5号（第5条関係）

柳川市月ぎめ駐車利用中止届

年 月 日

柳川市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

電話番号

次のとおり、柳川市月ぎめ駐車の利用を中止したいので、柳川市観光駐車場
条例施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。

1 駐車場名	
2 利用許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 中止年月日	年 月 日

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)